

議案第257号

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第52条第2項中「第50条第1項各号」を「第66条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

平成27年11月26日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市個人情報保護条例 (抄)

(調査、勧告又は公表の制限)

第52条 省 略

- 2 前項の規定の趣旨に照らし、市長は、事業者が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第50条第1項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う**第66条**）に対して個人情報を提供する行為については、前2条の規定による調査、勧告又は公表を行わないものとする。